

連合農学研究科教員に対する俸給の調整額の支給原則

昭和61年3月10日 持回り代議委員会
昭和61年3月11日 文部省大学課確認

連合農学研究科における指導教員の発令は、原則として学生1人について、主指導教員、副指導教員2人及び指導を補助する教員（助教）とする。

副指導教員2人のうち1人は主指導教員と共に常時学生を指導する者とし、これを第一副指導教員という。他の1人は学生の研究に応じて随時指導する者とし、これを第二副指導教員という。

副指導教員の第一、第二の区分及び助教の選定は学生の研究内容を考慮して副指導教員と協議のうえ、主指導教員が行う。

教員の俸給の調整額（博士課程）の申請は、学生1人について主指導教員、第一副指導教員及び助教とする。従って、これら教員の学生指導は、人事院規則による俸給の調整額支給の要件が満たされていないと認めなければならない。これについては予め策定した教育研究指導計画及び指導実績によって確認する。

俸給の調整額支給の要件

1. 年度を通じて2単位相当（60時間）以上の指導を担当する。
2. 指導を常時担当する。（常時とは週1回以上をいう。）

（例）

(1) 教員の任用原則に従った場合

主指導教員	A 大学の教授	○
第一副指導教員	A 大学の准教授	○
第二副指導教員	B 又は C 大学の教授	×
指導を補助する教員	A 大学の助教	○

(2) 特殊な例外

① 主指導教員	A 大学の教授	○
第一副指導教員	B 又は C 大学の教授または准教授	○
第二副指導教員	B 又は C 大学の教授または准教授	×
指導を補助する教員	A 大学の助教	○
② 主指導教員	A 大学の教授	○
第一副指導教員	A 大学の教授または准教授	○
第二副指導教員	A 大学の教授または准教授	×
指導を補助する教員	A 大学の助教	○

大学院連合農学研究科担当による俸給の調整額の支給について

昭和61年3月25日 文部省大学課確認
昭和61年4月26日 代議委員会

俸給の調整額の支給原則は、主指導教員、第一副指導教員及び指導教員を補助する教員（助教）とする。

なお、このことは東京農工大学大学院連合農学研究科代議委員会及び愛媛大学大学院連合農学研究科代議委員会に諮り了承を得ている。

1. 副指導教員のうち第一指導教員のみを俸給の調整額の支給対象とすることは、指導教員を選定する段階で常時指導を担当出来る者を選定するためである。

従って、他大学の教員（学生の配置された大学以外の大学に所属する教員）を第一副指導教員として選定する場合であっても、常時指導を担当することを前提とする。

2. 第二副指導教員については、随時指導を担当することとしているので、2人以上の学生を指導しても俸給の調整額の支給対象にはしない。

なお、第一副指導教員が他大学、第二副指導教員が自大学の場合についても上記のとおり第一副指導教員については、常時指導を担当することを前提として選定するので、俸給の調整額の支給対象となる。

東京農工大学大学院連合農学研究科を担当する教員の担当

及び俸給の調整額支給の発令等の取り扱い

昭和60年12月24日

東京農工大学人事課

茨城大学人事課

宇都宮大学人事課

§ 東京農工大学大学院連合農学研究科（以下「連合農学研究科」という。）の担当に係る発令について

連合農学研究科の担当にあたって、東京農工大学の教授・准教授・講師及び助教については兼担を、茨城大学・宇都宮大学については兼職の発令を行う。（以下「担当」という。）

（文例）

☆ 東京農工大学の教授・准教授・講師（発令者：東京農工大学長）

東京農工大学大学院連合農学研究科の担当を命（免）ずる。

☆ 東京農工大学の助教（発令者：東京農工大学長）

東京農工大学大学院連合農学研究科における学生の指導を命（免）ずる。

☆ 茨城大学・宇都宮大学の教授（※発令者：文部大臣） ※H10. 4. 1 学長

東京農工大学教授大学院連合農学研究科に兼職する（を解除する）

（兼職の任期満了後も引き続き兼職を命ずる場合は、新たに兼職の発令を行う）

☆ 茨城大学・宇都宮大学の准教授・講師・助教（発令者：東京農工大学長）

東京農工大学准教授・講師・助教（発令者：東京農工大学長）

東京農工大学准教授・講師・助教大学院連合農学研究科に兼職する（を解除する）

（兼職の任期満了後も引き続き兼職を命ずる場合は、新たに兼職の発令を行う）

§ 連合農学研究科担当を命じられ（免じられ）た者の俸給の調整額支給について

担当する者（助教を含む）で、俸給額を支給する条件を具備する者について、東京農工大学長が支給する旨の発令を行う。東京農工大学は茨城大学・宇都宮大学所属の者の人事異動通知書の原本と写（原本は本人）を当該大学人事課に送付する。茨城大学・宇都宮大学は自大学大学院修士課程の担当による俸給の調整額を給するの発令を取消す。担当を免じられ（解除され）た者については、東京農工大学長が連合農学研究科担当による俸給の調整額は支給しない旨の発令を行う。東京農工大学は茨城大学。宇都宮大学は、自大学大学院修士課程を担当している場合は、調整数1の俸給の調整額を給する旨の発令を新たに行う。

◎ 俸給の調整額を支給する場合（担当を命じられる）

（文例）

☆茨城大学・宇都宮大学及び東京農工大学の教授・准教授・講師

（発令者：東京農工大学長）

東京農工大学大学院連合農学研究科担当による調整数2の俸給の調整額を給する

☆茨城大学・宇都宮大学及び東京農工大学の助教（発令者：東京農工大学長）

東京農工大学大学院連合農学研究科における学生の指導による調整数1の俸給の調整額を給する。

◎ 俸給の支給額を支給しなくなる場合

（文例）

○担当を免（解除）じられた場合

☆東京農工大学の教授・准教授・講師（発令者：東京農工大学長）

東京農工大学大学院連合農学研究科担当による調整数2の俸給の調整額は支給しない。

（所属大学で修士課程を担当している場合は、当該大学で大学院農学研究科担当による調整数1の俸給の調整額を給する発令を新たに行う）

☆茨城大学・宇都宮大学の教授・准教授・講師（発令者：東京農工大学長）

東京農工大学大学院連合農学研究科担当による調整数2の俸給の調整額は支給しない。

（所属大学で修士課程を担当している場合は、当該大学で大学院農学研究科担当による調整数1の俸給の調整額を給する発令を新たに行う）

☆茨城大学・宇都宮大学及び東京農工大学の助教（発令者：東京農工大学長）

東京農工大学大学院連合農学研究科における学生の指導による俸給の調整額は支給しない。

○担当を免（解除）じない場合

☆茨城大学・宇都宮大学及び東京農工大学の教授・准教授・講師（発令者：東京農工大学長）

東京農工大学大学院連合農学研究科担当による俸給の調整額は支給しない。

☆茨城大学・宇都宮大学及び東京農工大学の助教（発令者：東京農工大学長）

東京農工大学大学院連合農学研究科における学生の指導による俸給の調整額は支給しない。

（その他）

担当を命じられている者が、次に該当する場合は速やかに東京農工大学人事課に状況を報告する。

休職、停職、派遣、外国出張、長期病気休暇、内地研究員等による長期研修、同一大学内での異動（昇任を含む）、大学を異にする異動